

会長 開会挨拶

会長 ただいまから、第十七回福生市農業委員会定例総会を開会いたします。さつそくですが、本日の会議録署名委員を指名いたします。

福生市農業委員会総会規則第十三条の規定により、一番石川恵一委員、五番森田龍幸委員にお願いいたします。

本日の議題といたしまして、日程第一、農地転用届出確認につきましては、農地法第五条にかかるものとして報告第五十七号の一件のみとなります。日程第二については議題なし、日程第三につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が一件になります。よって日程第一および日程第三の二件を上程したいと思えます。上程することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

会長 御異議なしとの事で日程第一及び日程第三につきまして上程いたします。それでは、日程第一につきまして事務局より説明願います。

事務局 (日程第一について説明)

会長 事務局より説明が終わりました。これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

森田委員 報告五十七号について、この土地は何か耕作をしていた土地ですか？

笹本委員 この土地は、特に耕作していた様子はなかったと思えます。

会長 それでは、日程第一、第五十七号を確認いたしました。

会長 次に、日程第三、その他の案件といたしまして、総会資料1、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願につきまして、事務局より説明願います

事務局 (総会資料1について説明)

会長 事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります、何か御質問はございませんか。

笹本委員

買取り申し出生産緑地の明細書の記載に問題があります。まず、2筆のうち一つの所在地に誤記があること、また一部解除を希望している筆について、地積が全面積で記入されています。この場合、全面積の解除という認識をされ、納税猶予も全部確定となり、全額の支払を求められることになると思います。一部解除をするのであれば、解除する面積と継続して生産緑地として残す地積を明確に提示する必要があると思います。

会長

笹本委員が言うように、一部解除をしたい土地については、測量をして、分筆をすることで、地積を確定する必要があります。事務局は、申出者からその事実は確認できていますか？

事務局

確認はできておりません。こちらの証明願における解除したい場所については予定地ということで伺っております。

森田委員

予定の状態では、本件は受けられないと思います。一部解除したい場所については、測量をして、測量の業者から予定地番と地積を出してもらう必要があります。その測量図を根拠に本証明願があるべきです。

会長

それでは、本件については、記載内容が不十分ということで、証明については否決いたします。事務局において、申し出者に対し、測量の必要性をお伝えいただき、本件については、書類が整い次第、再度総会の議事とすることといたします。

会長

続きまして、次回農業委員会定例総会開催日程についてでございます。候補日につきましては、平成二十七年十二月二十一日(月)、二十二日(火)、二十五日(金)いずれも午後三時からとさせていただきます、いずれも午前十時から開催予定といたします。皆様の御都合はいかがでしょうか。

委員一同

十二月二十二日(火)

それでは次回農業委員会定例総会につきましては平成二十七年十二月二十二日(火)、場所は商工会館二〇三会議室で午後三時から開催となります。よろしく願います。

会長

以上で第十七回福生市農業委員会定例総会を閉会いたします。